

官報

号外
国会会議録

令和七年五月二十七日

○第二百十七回 衆議院会議録 第二十九号

令和七年五月二十七日(火曜日)

議事日程 第二十七号

令和七年五月二十七日

午後一時開議

第一 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案(内閣提出)

第二 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

第三 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案(国土交通委員長提出)

○本日の会議に付した案件

国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案(森山裕君外二十一名提出)

日程第一 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

日程第三 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案(国土交通委員長提出)

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

○鈴木隼人君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

森山裕君外二十一名提出、国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案(森山裕君外二十一名提出)

○議長(額賀福志郎君) 国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。小山展弘君。

国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案
〔本号末尾に掲載〕

〔小山展弘君登壇〕

○小山展弘君 ただいま議題となりました国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。(拍手)
以下、案文の朗読をもちまして趣旨の説明に代えさせていただきます。

国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案

国際連合は、二〇二三年十二月の総会において、協同組合を振興し、持続可能な開発目標の実施と社会・経済開発全体に対する協同組合の貢献に対する認知を高めるため、二〇二五年を「国際協同組合年」とする旨決定した。

また、政府は、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」において、「協同組合をはじめ、地域の住民が共助の精神によって参加する公共的な活動を担う民間主体が、各地域に山積する課題の解決に向けて、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆を再生し、SDGsへ貢献していくことが期待されている」と表明している。

よって政府は、次の基本的考え方の下に協同組合の振興に取り組むべきである。

一 協同組合に関する様々な施策を企画立案し、及び実施するに当たっては、国際連合の「協同組合の発展のための支援的な環境づく

りをめざすガイドライン」(二〇〇一年)及びILO(国際労働機関)の「協同組合の促進に関する勧告」(二〇〇二年)に留意するとともに、ICA(国際協同組合同盟)の「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」(一九九五年)によって定められた協同組合の定義、価値及び原則を尊重すること。

二 協同組合が相互扶助の精神に基づき地域社会の持続可能な発展のために活動している点を重視し、持続可能な地域社会づくりに当たっては、その有力な主体として協同組合を位置付けること。

三 現代日本の経済社会において公共部門や営利企業ではない民間非営利組織が果たし得る役割を重視し、多くの人々が組合員として民主的に管理運営する民間非営利組織である協同組合の発展に留意すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。(拍手)

この際、三原国務大臣から発言を求められております。これを許します。国務大臣三原じゅん子君。

〔国務大臣三原じゅん子君登壇〕

○国務大臣(三原じゅん子君) 協同組合は、持続可能な開発目標の実施と社会経済開発全体に対し貢献されており、様々な分野において社会課題の解決に取り組まれていると承知しております。

今後、更に社会課題の解決に向けた取組が加速するよう、ただいまの御決議の趣旨を受け止め、取り組んでまいります。(拍手)

日程第一 盗難特定金属製物品の処分の防止

等に関する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長大岡敏孝君。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大岡敏孝君登壇〕

○大岡敏孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告します。

本案は、特定金属製物品の窃取を防止するためには盗難特定金属製物品の処分を防止することが重要であることに鑑み、特定金属くず買受業について買受けの相手方の氏名等の確認を義務づけるほか、指定金属切断工具を隠して携帯する行為を

禁止する等の措置を講じるものです。

本案は、去る五月二十日本委員会に付託され、翌二十一日坂井国家公安委員会委員長から趣旨の説明を聴取しました。次いで、二十三日に質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決しましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告します。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 日程第二及び第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。

日程第二 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

日程第三 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案(国土交通委員長提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第二、貨物自動車運

送事業法の一部を改正する法律案、日程第三、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。国土交通委員長井上貴博君。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案
貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔井上貴博君登壇〕

○井上貴博君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案は、トラック事業に係る輸送の安全を確保し、その健全な発達を図るため、所要の措置を講じようとするものであります。その主な内容は、第一に、トラック事業の許可について、五年ごとの更新制を導入するとともに、独立行政法人に、更新事務を行わせることができること、

第二に、国土交通大臣は、トラック事業の運賃及び料金に係る適正原価を定めることができることとし、これに伴い、標準的な運賃は廃止すること、また、トラック事業者及び貨物利用運送事業者は、運賃等が適正原価を下回らないようにしなければならぬこと、

第三に、トラック事業者等は、元請事業者とし

て運送を引き受ける場合において、再委託の回数を二回以内に制限するよう努めなければならないこと、

第四に、無許可等でトラック事業を営業者への貨物の運送委託を禁止し、罰則を設けることにも、荷主等に対し、勧告等を行うことができること

などであります。

次に、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案は、トラック事業の許可に係る更新制等の実現に向けて必要な体制の整備等を推進するため、その基本となる事項を定めようとするものであります。その主な内容は、

第一に、基本方針として、独立行政法人に、許可の更新事務及びトラック事業の適正化等に資する取組への支援に関する業務を行わせることとし、これらの業務を実施するため、更新手数料のほか、必要な財源措置について検討すること、

第二に、政府は、基本方針に基づく施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置等について、本法律の施行後三年以内を目途として講じなければならないこと、

第三に、政府は、物流に関する施策の総合かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置すること

などであります。

両案は、去る二十三日の国土交通委員会において、いずれも全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、両案とも可決いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

出席国務大臣

国土交通大臣 中野 洋昌君
国 務 大 臣 坂井 学君
国 務 大 臣 三原じゅん子君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る二十二日、本院は、人事官に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、去る二十二日、本院は、原子力委員会委員に吉橋幸子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十二日、本院は、個人情報保護委員会委員長に手塚悟君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、去る二十二日、本院は、公認会計士・監査審査会委員に宮本佐知子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十二日、本院は、預金保険機構理事に田口紀子君及び島村英君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、去る二十二日、本院は、公害等調整委員会委員に中村也寸志君及び大瀧敦子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十二日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に榊原一夫君、大草透君、岡田美弥子君、藤本雅彦君及び田淵正朗君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、去る二十二日、本院は、日本銀行政策委員会審議委員に増一行君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十二日、本院は、労働保険審査会委員に菅野淑子君及び齋藤育子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、去る二十二日、本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に飯塚敏晃君及び本田文子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十二日、本院は、社会保険審査会委員に浦野真美子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、去る二十二日、本院は、原子力規制委員会委員に杉山智之君及び神田玲子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る二十三日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

海洋法に関する国際連合条約に基づき、いづれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件
職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(第百五十五号)の締結について承認を求めるの件

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
一、去る二十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律
民事裁判情報の活用の促進に関する法律

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律
(政府特別補佐人承認)

一、去る二十二日、額賀議長は、石破内閣総理大臣申出の次の者を、第二百十七回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

公正取引委員会委員長 茶谷 栄治

(弔詞贈呈)

一、去る三月十七日元参議院議長齋藤十朗君が死去されたので、昨二十六日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は、多年憲政のために尽力し、さきに参議院議長の大要職につき、またかつて国務大臣の重任にあたられた従二位桐花大綬章 齋藤十朗君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

(議席変更)

一、去る二十二日、衆議院規則第十四条ただし書により、議長において議席を次のとおり変更した。

二九一 あかま二郎君
二九二 木原 稔君
二九三 松本 洋平君
二九四 齋藤 健君
二九七 葉梨 康弘君
二九八 萩生田光一君
二九九 御法川信英君
三〇〇 山際大志郎君
三〇一 寺田 稔君
三〇二 平口 洋君
三〇六 江藤 拓君
三四四 赤澤 亮正君
三四五 小泉進次郎君
三八一 石原 宏高君
三八七 西村 康稔君
三八八 古川 禎久君
三八九 井上 信治君

四五九 関 芳弘君 四六〇 上野賢一郎君 四六五 柴山 昌彦君 四六六 小泉 龍司君 四六七 稲田 朋美君 四六八 宮下 一郎君 (常任委員辞任及び補欠選任) 一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 川崎ひとと君 高見 康裕君 小森 卓郎君 根本 拓君 道下 大樹君 川内 博史君 山花 郁夫君 青山 大人君 福田 玄君 橋本 幹彦君 高見 康裕君 森下 千里君 根本 拓君 小森 卓郎君 森下 千里君 川崎ひとと君 青山 大人君 山花 郁夫君 川内 博史君 道下 大樹君 橋本 幹彦君 福田 玄君 文部科学委員 辞任 波多野 翼君 津村 啓介君 津村 啓介君 波多野 翼君 議院運営委員 辞任 高木 啓君 三反園 訓君 三反園 訓君 高木 啓君	一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 梅谷 守君 補欠 岡田 華子君 岡田 華子君 梅谷 守君 厚生労働委員 辞任 安藤たかお君 補欠 鈴木 貴子君 佐々木 紀君 三谷 英弘君 長谷川淳二君 若山 慎司君 鈴木 貴子君 井出 庸生君 三谷 英弘君 井野 俊郎君 若山 慎司君 勝目 康君 井出 庸生君 国光あやの君 井野 俊郎君 小寺 裕雄君 小寺 裕雄君 上田 英俊君 上田 英俊君 勝目 康君 勝目 康君 国光あやの君 経済産業委員 辞任 江藤 拓君 補欠 築 和生君 鈴木 英敬君 松本 尚君 細野 豪志君 山本 大地君 丹野みどり君 福田 玄君 山本 大地君 大空 幸星君 大空 幸星君 細野 豪志君 松本 尚君 鈴木 英敬君 築 和生君 江藤 拓君 福田 玄君 丹野みどり君	国土交通委員 辞任 谷 公一君 補欠 若山 慎司君 三反園 訓君 尾崎 正直君 下条 みつ君 おおたけりえ君 中川 康洋君 西園 勝秀君 尾崎 正直君 三反園 訓君 若山 慎司君 谷 公一君 おおたけりえ君 下条 みつ君 西園 勝秀君 中川 康洋君 谷 公一君 田畑 裕明君 田畑 裕明君 谷 公一君 (特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員 辞任 尾崎 正直君 補欠 島田 智明君 小森 卓郎君 小池 正昭君 小池 正昭君 小森 卓郎君 島田 智明君 尾崎 正直君	憲法審査会委員 辞任 小林 鷹之君 補欠 福田かおる君 高市 早苗君 黄川田仁志君 濱地 雅一君 山口 良治君 黄川田仁志君 高市 早苗君 福田かおる君 小林 鷹之君 山口 良治君 濱地 雅一君 (議案提出) 一、去る二十三日、委員長から提出した議案は次のとおりである。 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出) 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案(国土交通委員長提出) (議案送付) 一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 航空法等の一部を改正する法律案 一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 自動車盗難対策等の推進に関する法律案(田中健君外一名提出) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(円より子君提出)
--	--	--	--

一、昨二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出） 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（国土交通委員長提出） （議案通知書受領） 一、去る二十三日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。 海洋法に関する国際連合条約に基づくいづれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定の締結について承認を求めるの件 職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約（第百五十五号）の締結について承認を求めるの件 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 一、去る二十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案 民事裁判情報の活用に関する法律案 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案	（質問書提出） 一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 日本の成人向け映像コンテンツによる外貨獲得の機会損失と海賊版対策に関する再質問主意書（八幡愛君提出） 動物実験制度の透明性と国際的整合性に関する質問主意書（杉村慎治君提出） 音訳事業の制度的整備および視覚障害者等の情報アクセス保障、ICT活用の整備に関する質問主意書（八幡愛君提出） 米の価格高騰対策に関する質問主意書（竹上裕子君提出） 一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 著作権法第三十条の四等のベルヌ条約との適合性に関する質問主意書（杉村慎治君提出） 一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 P F A S（有機フッ素化合物）対策における健康調査等の見直しのあり方に関する質問主意書（阿部知子君提出） がんの早期発見における犬の活用に関する質問主意書（大西健介君提出） （答弁書受領） 一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員長友よしひろ君提出宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現可能性に関する質問に対する答弁書	衆議院議員長友よしひろ君提出リニア中央新幹線関東東車両基地までの回送線旅客線化に関する質問に対する答弁書 衆議院議員長友よしひろ君提出相模川水系道志川の維持流量に関する質問に対する答弁書 衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博の来場者数に関する質問に対する答弁書 衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博におけるA D 証入場者に関する質問に対する答弁書 衆議院議員長友よしひろ君提出横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判及び労働審判手続の実施に関する質問に対する答弁書 衆議院議員長友よしひろ君提出エンゲル係数に関する質問に対する答弁書 令和七年五月十二日提出 質問 第一八一号 宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現可能性に関する質問主意書 提出者 長友よしひろ 宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現可能性に関する質問主意書 宮ヶ瀬ダム（宮ヶ瀬湖）は、平成十五年度以降ダム湖利用者が全国で最も多く（令和元年度利用者数は約百五十五万人）、地域の観光資源となっている。このような中、更なる湖面の活用方法の一つとして、フィッシング利用の実現が期待されている。 宮ヶ瀬湖でのフィッシング利用は、平成十一年に、国及び神奈川県、地元自治体で締結した宮ヶ	瀬湖湖面利用についての基本協定書により、係船設備を使用したいいわゆるローボートの可能性とされている。 また、宮ヶ瀬湖は水位の変動が大きく、一部を除き湖岸が急峻なため、ダム管理者が許可した場合を除いて湖岸への立入りが禁止されており、湖面へは係船設備から船艇を使用してのアクセスが前提となる。 しかし、宮ヶ瀬湖にあるカヌー場は神奈川県の条例等で、競技に用いるカヌー及び漕艇のみの利用に限られている。また、遊覧船の係船設備は喫水が大きな船を対象とした設備となっている。 これらのことから、ローボートの使用ができない状況にあり、現在、宮ヶ瀬湖でのフィッシング利用は、実態としてできない状況にある。 平成三十年四月四日の衆議院国土交通委員会における国土交通省水管理・国土保全局長答弁では、「利用者のニーズを把握いたしまして、遊覧船等他の利用状況を踏まえて、新たな設備についての利用者や設備の安全性等を考慮した上で、宮ヶ瀬湖水源地域ビジョン推進会議等の場において調整、合意形成を図り、占用許可を受ければ実施できるものというふうに考えている」とされた。 そこで、宮ヶ瀬湖でのフィッシング利用の実現に向けて、利用者のニーズの把握や、実現に向けた課題の整理、検討の内容など、国、関係自治体及び関係団体における現在までの取組状況と今後の見通しについて、政府の考えをそれぞれ伺う。 右質問する。
---	---	--	---

内閣衆質二一七第一八一号

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員長友よしひろ君提出宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長友よしひろ君提出宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現可能性に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「現在までの取組状況」については、国土交通省関東地方整備局長、神奈川県知事、相模原市長、愛川町長、清川村長及び公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長（以下「関係機関等」という。）が、令和六年四月一日に締結した「令和六年度宮ヶ瀬湖フィッシング利用実現可能性等調査業務に関する協定書」に基づき、関係機関等において、お尋ねの「宮ヶ瀬湖でのフィッシング利用」の需要等に関する調査に係る業務委託を行い、当該委託を受けた事業者が令和七年三月に「宮ヶ瀬湖フィッシング利用実現可能性等調査報告書」（以下「令和六年度報告書」という。）を取りまとめたところである。

令和六年度報告書において、お尋ねの「利用者のニーズ」については、例えば、「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県」に居住する十五歳以上の男女のうち、過去三年以内の淡水釣り実施者千十四サンプルを「調査対象」としたアンケートを実施

したところ、「宮ヶ瀬湖が釣り場開放された場合の釣り意向は、・・・どの魚種・釣り方でも、「行きたい」が二割前後、「やや行きたい」も合わせると四〇六割程度となっている」と、また、お尋ねの「実現に向けた課題の整理、検討」については、例えば、「遊覧船桟橋を改造した係船設備の設置が考えられるが、遊覧船利用との調整が必要」と示されているところである。

また、お尋ねの「今後の見通し」については、関係機関等が令和七年四月一日に締結した「令和七年度宮ヶ瀬湖フィッシング利用実現可能性等調査業務に関する協定書」に基づき、関係機関等において、令和六年度報告書で示された課題やその解決のための方策等に関する調査に係る業務委託を行い、当該委託を受けた事業者において、現在、当該調査を実施しており、令和八年三月に当該調査に係る報告書を取りまとめる予定である。

令和七年五月十二日提出
質問 第一八一号
リニア中央新幹線関東車両基地までの回送線旅客線化に関する質問主意書
提出者 長友よしひろ

リニア中央新幹線関東車両基地までの回送線旅客線化に関する質問主意書
提出者 長友よしひろ

リニア中央新幹線関東車両基地までの回送線旅客線化に関する質問主意書

東海旅客鉄道株式会社（ＪＲ東海）は、昨年十二月、リニア中央新幹線の関東車両基地（相模原市緑区鳥屋）の造成工事に着手した。関東車両基地は、神奈川県（仮称）から本線と回送線を合わせ

て十三キロメートルの線路を進んだ先に整備されることとなる。

一方、神奈川県から関東車両基地までの回送線について、地元からは旅客線化の要望があると承知している。車両基地までの回送線を旅客線化した事例としては、山陽新幹線の博多駅から博多総合車両所までの博多南線があり、一日当たり一万五千人程度の利用がある。

神奈川県から車両基地までの回送線の旅客線化については、国会においても質疑がなされており、平成二十七年三月二十日の衆議院国土交通委員会における本村賢太郎委員の質疑において、当時の国土交通大臣は、回送線の営業路線化及び車両基地の観光施設化について「一考に値する話ではないかというふうに思っております」と答弁している。さらに、同年八月四日の同委員会においても同委員から同様の質疑があり、当時の国土交通大臣は、「車両基地そのものを観光施設とするというのは、セキュリティ上、そういう問題はある、また、車両基地への回送列車を営業用にするかは営業主体のＪＲ東海の判断の問題であるということ、まずは、地元関係者におきまして十分に議論いただくことに、営業主体であるＪＲ東海とよく相談をしていただくことが必要かというふうに思っている」と答弁している。

一 関東車両基地建設のため、広大な土地を提供し、工事車両の通行等の生活環境の悪化を受け入れた地元への見返りや地域経済活性化等のためにも、神奈川県から関東車両基地までの回

送線については旅客線化すべきと考える。博多南線の例もあることから回送線の旅客線化は実現可能であると考え、政府の旅客線化に対する見解は前述の答弁の内容から変わりがなか。

二 前述の当時の国土交通大臣の答弁中、車両基地を観光地化する場合のセキュリティ上の問題とは、具体的にどのような問題か。

三 ＪＲ東海が回送線の営業路線化や車両基地の観光地化を進めることに同意した場合における国のこれらの構想への見解はどのようなものとなるか。
右質問する。

内閣衆質二一七第一八二号
令和七年五月二十三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員長友よしひろ君提出リニア中央新幹線関東車両基地までの回送線旅客線化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長友よしひろ君提出リニア中央新幹線関東車両基地までの回送線旅客線化に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「前述の答弁の内容から変わり」はない。
二について
御指摘の答弁は、御指摘の「セキュリティ

上の問題」について具体的な事例を想定して答弁したのではなく、一般論として、安全面の問題が生じ得るという趣旨で答弁したものであるが、いずれにせよ、御指摘の「車両基地を観光地化する場合」については、東海旅客鉄道株式会社において、当該問題を把握しながら、適切に検討されるべきものと考えている。

三について

御指摘の「これらの構想」についての具体的な計画が東海旅客鉄道株式会社から提出されているものではなく、お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは困難である。

令和七年五月十二日提出
質問 第一八三号

相模川水系道志川の維持流量に関する質問
意書

提出者 長友よしひろ

相模川水系道志川の維持流量に関する質問
主意書

相模川は、富士山を水源として山梨県東部を東に流れて神奈川県に入り、相模ダム(相模湖)、城山ダム(津久井湖)を経て流路を南に転じ、神奈川県中央部を流下し、中津川等の支川を合わせて相模湾に注ぐ一級河川である。道志川は、山梨県道志村を水源に、神奈川県相模原市を流れ、相模川と合流して津久井湖へ入る一級河川である。

相模川水系では、神奈川県の水需要に対応し、

水系全体の効率的な水運用を図る観点から、昭和六十年に国、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市で取り交わされた宮ヶ瀬ダムの建設に係る相模川水系の貯水池運用に関する覚書(以下「覚書」という。)により、神奈川県が管理する相模ダム及び城山ダム並びに中津川に位置し国土交通省が直轄管理する宮ヶ瀬ダム(宮ヶ瀬湖)の総合運用が行われている。具体的には、道志川の水を道志川上流の道志ダム(奥相模湖)から宮ヶ瀬ダムに道志導水路によって取り入れ、貯留水を宮ヶ瀬ダムから中津川に放流するほか、津久井導水路によって道志ダム下流側の鮎子取水堰直下に戻し、城山ダムに流入させることが可能となっている。

道志ダムの貯留水は、先述の総合運用により、道志導水路を通じて宮ヶ瀬ダムに一秒間に最大二十立方メートルが導水されている。また、道志第一発電所を利用して、一秒間に最大九立方メートルを秋山川に流域変更している。

道志ダムから道志川への放流は、洪水時の洪水吐ゲートによる放流を除くと、道志ダム下流三・五キロメートル地点の道志第二発電所を利用し、一秒間に最大二立方メートル放流しており、これにより横浜市水道の取水量を確保している。また、道志ダムから道志川に放流する河川維持用水毎秒〇・四立方メートルを道志ダム発電所で利用し、ダム直下に放流している。

道志ダム下流の道志川の河川水は、鮎子取水堰より、横浜市水道が一秒間に二立方メートル取水している。覚書では、鮎子取水堰の上流地点にお

いて一秒間に二・五立方メートル以上の流量を確保すべきことが定められており、取水後は、鮎子取水堰下流では一秒間に〇・五立方メートル以上の流量が確保されることとなる。この流量の根拠は、神奈川県(令和三年七月二日の神奈川県議会は、神奈川県(平成二十四年九月二十六日の神奈川県議会本会議における知事答弁)によると、鮎子取水堰から津久井湖までの道志川について、現在の水量で支障が出ているという認識はないとしている。

しかし、津久井導水路による宮ヶ瀬ダムからの導水のない、道志ダム直下から鮎子取水堰までの区間においては、流量が少ないことにより、アユの遡上ができにくくなるなどの自然環境への悪影響などが懸念される状況があり、道志ダム直下から鮎子取水堰までの区間において、現在以上の流量を確保する必要があると考える。

一 河川法施行令第十条及び第十条の二に基づき、河川整備基本方針において、流水の正常な機能を維持するため必要な流量(以下「正常流量」という。)に関する事項を定めることとされており、正常流量を構成する維持流量は、国土交通省「河川砂防技術基準 計画編(基本計画編)」の技術資料によると、「河川を類似した特

性を持つ区間に区分し、各区間ごとに設定することを基本とする」とされ、「舟運、漁業、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、景観、動植物の生息・生育・繁殖地の状況」を「総合的に考慮して定めればよい場合が多い」とされる。河川管理者である国土交通大臣は、相模川水系河川整備基本方針の策定過程において、道志川の道志ダム直下から鮎子取水堰までの区間の維持流量を、どう設定したか。

二 覚書において鮎子取水堰上流地点で確保すべきとされている流量(一秒間に二・五立方メートル以上)は、どのような根拠に基づいて定められているか。

三 二の根拠について、現在の動植物の生息・生育・繁殖地の状況等を総合的に考慮した場合に、必要な維持流量を含む正常流量を満たしていると言えるか、政府の見解を示されたい。

四 今後、国以外の覚書の当事者である神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市が、鮎子取水堰上流地点で確保すべき流量について、覚書において確保すべきとされている流量(一秒間に二・五立方メートル以上)より増加させることについての検討を行い、一定の合意が得られた場合、国は変更に同意することとなるか。変更に同意する場合、その変更に当たって要件や障壁はあるか。

右質問する。

内閣衆質二一七第一八三号

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員長友よしひろ君提出相模川水系道志川の維持流量に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長友よしひろ君提出相模川水系

道志川の維持流量に関する質問に対する答

弁書

一について

御指摘の「相模川水系河川整備基本方針」においては、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十条の二の規定に基づき、主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項等を定めているところ、お尋ねの「道志川の道志ダム直下から鮎子取水堰までの区間の維持流量」は定めていない。

二について

お尋ねの「根拠」については、御指摘の「覚書」以外に当時の具体的な状況を確認できる資料がなく、当該覚書の記載からは、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

一で御指摘の「相模川水系河川整備基本方針の策定過程」においては、平成十九年七月十一日に開催された第七十一回社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会において、参考資料六一「相模川水系河川整備基

本方針 流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する資料(案)」として、「流水の正常な機能を維持するため必要な流量の設定に関する基準地点」は「小倉地点及び寒川堰下流地点とする」と示した上で、政府としては、これらの地点における「流水の正常な機能を維持するため必要な流量」を定めたところであるが、二で御指摘の「鮎子取水堰上流地点」における御指摘の「必要な維持流量を含む正常流量」は現時点で検討しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

お尋ねについては、仮定の質問であり、また、御指摘の「二定の合意」の具体的な内容が明らかではないため、お答えすることは困難である。

令和七年五月十三日提出
質問 第一八四号

大阪・関西万博の来場者数に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

大阪・関西万博の来場者数に関する質問主意書

五月十三日で二〇二五年日本国際博覧会(以下、「大阪・関西万博」という)開幕から一ヶ月が経過し、二〇二五年日本国際博覧会協会(以下、「協会」という)は開幕から一ヶ月間の一般来場者数を累計で二百六十一万三千五百九人と発表した。協会は、六ヶ月間の大阪・関西万博全期間中

の来場者数を二千八百二十万人と想定しているところ、その六分の一にはるかに満たない数字であるといえる。そこで、以下のとおり質問する。

一 開幕後一ヶ月間の大阪・関西万博の来場者のうち、チケットを購入した有料入場者数はいかほどか、政府の把握しているところを明らかにしたい。

二 開幕後一ヶ月間の大阪・関西万博の当日券の累計売上枚数はいかほどか、政府の把握しているところを明らかにしたい。

三 現在のベースで来場者数が推移した場合、大阪・関西万博全期間中の有料入場者数はいかほどになると政府は推計しているか。

四 三月七日の衆議院内閣委員会において橋本慧悟委員が前売りチケットの売行きが芳しくないことから赤字の懸念があると指摘したことに対し、伊東良孝国際博覧会担当大臣は「万が一にも赤字が見込まれるような事態が生じた場合には、博覧会協会も交えた関係者間でよく相談する必要がある、こう認識をしております」と答弁しており、開幕時以前に「赤字が見込まれる」場合には何らかの対処を行う必要性を示している。この件に関し、石毛協会事務総長は五月十二日の記者会見の場で「赤字、黒字を判断するには、ちよつと早すぎる」と述べている。大阪・関西万博の収支に関し赤字・黒字の判断を行う時期はいつごろと見込まれるのか、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一七第一八四号

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博の来場者数に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博の

来場者数に関する質問に対する答弁書

一について

公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)において、令和七年四月十三日から開催されている国際博覧会(以下「博覧会」という。)の来場者数を集計しているものの、そのうちの有料の入場券を用いずに入場した者の数は集計していないため、お尋ねの「チケットを購入した有料入場者数」について把握していないものと承知している。

二について

お尋ねの「当日券」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、博覧会協会が博覧会の開幕後に会場の入場ゲート前で販売している「当日チケット」の累計販売枚数については、令和七年五月十六日時点で三万四千四十枚であると承知している。

三について

政府として、お尋ねのような「推計」は行っていないが、いずれにせよ、これまで日本で開催された国際博覧会などにおいては会期の後半に

来場者数が増加しており、引き続き、政府として、国内外のメディア等を通じた情報発信を進めるとともに、運営面の課題の改善を促し、来場者の満足度を更に高めることで、一人でも多くの方に来場いただけるよう取り組んでまいりたい。

四について

博覧会の運営については、博覧会協会において、入場券の売上の状況等の動向を踏まえ、収支の均衡を保つように行われるものと承知しているところ、お尋ねの「判断を行う時期」については、今後、博覧会協会において検討されていくものと承知している。

令和七年五月十三日提出
質問 第一八五号

大阪・関西万博におけるAD証入場者に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

大阪・関西万博におけるAD証入場者に関する質問主意書

二〇二五年日本国際博覧会(以下、「大阪・関西万博」という)の公式ウェブサイトでは、毎日の来場者数が報告されているところであるが、そこには来場者の内数として「AD証入場者数」という数値が示されている。内閣官房によれば「AD証」とは、「来場者の入場券と異なり、万博会場内において運営業務を行う関係者に発行される関係者入場証」とされ、発行主体は二〇二五年日本国際博

覧会協会(以下、「協会」という)とされている。そこで、以下のとおり質問する。

一 AD証のこれまでの累計発行枚数は何枚か、政府の把握しているところを明らかにされたい。

二 大阪・関西万博開幕以来、一ヶ月間の累計のAD証入場者数はいかほどか、政府の把握しているところを明らかにされたい。

三 一九七〇年開催の日本万国博覧会の総入場者数は約六千四百二十一万であるところ、同万博関係者の入場者数はいかほどか、政府の把握しているところを明らかにされたい。

四 大阪・関西万博開幕以来、皇室、外国賓客、国会議員、日本政府高官などが多く大阪・関西万博を訪れている。内閣官房によれば「AD証の発行は、当該イベントの運営・設営スタッフ、講演等の出演者のみであり、「招待者」や「イベント参加者」は入場券による会場入場となる」とされているところ、皇室、外国賓客、国会議員、日本政府職員の入場は入場券によるものか、AD証によるものか、あるいはそれ以外の方法によるものか、政府の把握しているところを明らかにされたい。

五 協会職員の大阪・関西万博会場への入場はAD証によるものか。そうである場合AD証入場者数に計上されているのか、政府の把握しているところを明らかにされたい。

六 大阪・関西万博の各パビリオンで勤務する運営スタッフの会場への入場はAD証によるものか。そうである場合AD証入場者数に計上される

ているのか、政府の把握しているところを明らかにされたい。

七 内閣官房によれば「AD証は、その発行目的のイベント等への運営・設営や出演のため万博会場への入退場に限って有効であり、それ以外の目的(目的外利用)によるAD証の利用禁止(マニ)されている。このため、万博国際交流プログラムによる交流イベントの前後に会場内の見学等を行う場合は、AD証は適さない」とされているところ、会場内の見学を目的として入場券を購入した来場者の内数にAD証入場者数を含めることは適切と考えるか、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一七第七一八五号

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博におけるAD証入場者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員櫻井周君提出大阪・関西万博におけるAD証入場者に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「AD証のこれまでの累計発行枚数」については、令和七年五月十九日時点において、同年四月十三日から開催されている国際博

覧会(以下「博覧会」という)の開催期間中の入場を可能とするものが二十六万五千四百八枚であると承知しており、また、お尋ねの「大阪・関西万博開幕以来、一ヶ月間の累計のAD証入場者数」については、同年五月十二日までの期間において、五十二万四千四百九十九人であると承知している。

三について

お尋ねの「同万博関係者の入場者数」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、一九七〇年開催の日本万国博覧会(「昭和三十七年三月日本万国博覧会記念協会発行」)によれば、「万国博覧会場で働く従業員や協会職員などに交付する入場証」として、「全期間、一定期間入場証(写真つき)」が総計八万三千九百五十六枚、「一定期間、一日限り入場証(写真なし)」が総計二十五万六千七百七十七枚及び「団体入場証」が総計三千七百四十二枚、それぞれ発行されていたものと承知している。

四について

お尋ねの「皇室、外国賓客、国会議員、日本政府職員の入場」の「方法」については、来場の目的等によって異なることから、一概にお答えすることは困難であるが、「入場券によるもの」、「AD証によるもの」及び「それ以外の方法によるもの」があるものと承知している。

五及び六について

お尋ねの「協会職員」及び「各パビリオンで勤務する運営スタッフ」の「入場」については、そ

それぞれの用務を目的とするものである限りにおいて、「AD証入場者数に計上」されているものと承知している。

七について

お尋ねの「会場内の見学を目的として入場券を購入した来場者の内数にAD証入場者数を含める」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会においては、博覧会への入場券による入場者の数とAD証による入場者の数とを合計した数を同協会のウェブサイトにおいて「来場者数」として公表するとともに、そのうちAD証による入場者の数を併せて公表し、入場者の数の内訳を明らかにしているものと承知している。

令和七年五月十四日提出
質問 第一八六号

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判及び労働審判手続の実施に関する質問主意書

提出者 長友よしひろ

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判及び労働審判手続の実施に関する質問主意書

横浜地方裁判所相模原支部(以下「相模原支部」という。)は、神奈川県相模原市と座間市を管轄しており、管内人口は八十五万人を超えている。相模原支部における令和五年の取扱事件数は、刑事

事件(新受が二百三十二件、民事通常訴訟事件(新受が七百三十九件となっているが、平成六年の設置以来、裁判官三名による合議制裁判は実施されていない。全国に二十市ある政令指定都市を管内に抱える裁判所のうち、合議制裁判が実施されていない裁判所は相模原支部のみである。相模原支部より管内人口及び取扱事件数が少なくても合議制裁判が実施されている支部もあることを踏まえると、相模原支部管内の市民は、重大な刑事事件や複雑困難な民事訴訟事件について、身近な場所での裁判を受ける機会を失っている状態にあると言わざるを得ないと考える。また、解雇や未払い給与等の労働紛争を迅速に解決するための制度である労働審判手続についても、相模原支部においては実施されていないと承知している。

このような状況を受け、相模原支部の周辺に所在する地方自治体や弁護士会等は、長年にわたる、相模原支部における合議制裁判や労働審判手続の実施を繰り返し求めてきたと承知している。令和五年七月には、相模原市長、座間市長、いわゆる各士業団体、経済団体、住民団体及び奉仕団体など合計四十七団体が参加する「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議云(以下、「協議云」という。))が発足するなど、相模原支部における合議制裁判と労働審判手続の早期実施を求める機運は近年更に高まっていると言える。

そこで、以下質問する。
一 令和六年二月十六日、協議会の会長らが法務

省を訪問し、相模原支部における合議制裁判と労働審判手続の早期実施を強く要望する旨の要望書を小泉法務大臣(当時)に手交したと承知している。政府は、前記の要望書を踏まえ、どのような対応をとったのか。

二 政府は、平成十四年三月十九日に閣議決定した司法制度改革推進計画において、「裁判所運営について、国民の意見を反映することが可能となるような仕組みを整備することに関し、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる」としている。前記の仕組みについて、政府答弁書(内閣参質二〇三第二二号)によれば、裁判所は「地方裁判所委員会制度の創設及び家庭裁判所委員会制度の充実といった所要の整備を進めてきた」としている。しかしながら、相模原支部における合議制裁判と労働審判手続の実施を求める要望が裁判所内のどの部署で検討され、どのような理由で実現していないのか、明らかにしていない。最高裁判所は、令和五年四月四日の参議院法務委員会において、裁判所支部等の配置は総合的な利便性向上の見地から検討するものであり、個別具体的な判断基準を設定することや裁判所内部での検討過程を明らかにすることは困難である旨答弁しているが、これでは国民の意見を反映した裁判所運営とは評価できないと考える。前記の政府答弁書では、「裁判所の配置については、・・・裁判所において、・・・人口、交通

事情、事件数等を考慮し、見直しに関する不断の検討を行っているものと承知しており、政府としては、最高裁判所と必要な連携を図っている」としているところ、会議録の作成・公表を含め、裁判所内において透明性のある検討が行われるよう、政府と最高裁判所が適切な連携を図るべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質二一七第一八六号
令和七年五月二十三日

内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員長友よしひろ君提出横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判及び労働審判手続の実施に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長友よしひろ君提出横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判及び労働審判手続の実施に関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の要望書については、横浜地方裁判所相模原支部において合議体とする裁判及び労働審判手続の実施を求めるものであると承知しており、その内容を法務省から最高裁判所に伝達している。

二について

御指摘の「適切な連携」の意味するところが明らかではないが、特定の下級裁判所における裁判事務の分配については、その検討の在り方を含め、まずは裁判所において適切に判断されるべき事柄であると考えている。

令和七年五月十四日提出
質問 第一八七号

エンゲル係数に関する質問主意書

提出者 長友よしひろ

エンゲル係数に関する質問主意書

エンゲル係数は「消費支出に占める食料費の割合」であり、国民の消費生活の現状を示す一つの指標とされ、一般的には「生活の豊かさを示す」(平成三十年一月三十一日の参議院予算委員会における小川敏夫委員発言)指標とされている。総務省の家計調査によると、令和六年のエンゲル係数は二十八・三%と、昭和五十六年以来四十三年ぶりの高水準となったことが報じられている。こうした状況を踏まえ、次の事項について質問する。

一 政府は、世帯における消費や収入など家計収支の実態を明らかにするために総務省が毎月実施している家計調査において、エンゲル係数を公表している。

過去の政府答弁では、「エンゲル係数につきましては、御指摘のように豊かさということも

ありますけれども、経年変化の中には、物価変動だけではなくて、例えば共働き世帯が増える、調理食品、いわゆる価格の高いものを購入したりとか、また高齢世帯が増えますと、おのずと食料費以外の支出が減少するというところでエンゲル係数は上昇すると、様々考えられています」(同委員会における野田総務大臣(当時)答弁)とされており、時代とともにライフスタイルや食生活習慣の変化があるために、数字の変化そのもので一律に何かを読み取れるわけではないと考えているものと認識している。

その上で、エンゲル係数を統計としてとり続ける理由及び意義について、政府の見解をそれぞれ示されたい。

二 冒頭に述べたとおり、近年エンゲル係数が上昇している。「エンゲル係数を下げる対策」そのものを政府で行っているわけではないと認識しているが、その上で、近年エンゲル係数が上昇していることの要因をどのように分析し、それに対してどのような対策を講じているのか、政府の見解をそれぞれ示されたい。

内閣衆質二一七第一八七号

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員長友よしひろ君提出エンゲル係数に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長友よしひろ君提出エンゲル係数に関する質問に対する答弁書

一について

エンゲル係数(家計調査における消費支出全体に占める食料の支出額の割合をいう)は、同調査が開始された昭和二十八年には公表しており、現在も、様々な調査研究等において利用されていることを踏まえ、同調査の結果を利用する者の利便性の確保を目的として、公表しているものである。

二について

お尋ねの「近年」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和五年及び令和六年に係るお尋ねの「要因」の主なものの一つは、食料価格の上昇であると考えている。また、お尋ねの「どのような対策を講じているのか」については、令和七年一月二十四日の施政方針演説において、石破内閣総理大臣が「賃上げの効果が出るまでの間にも物価高対策を講じます。地域の実情に応じて、エネルギーや食料品価格の高騰に苦しむ方々、価格転嫁が困難な中小企業、学校給食費への支援等を行う重点支援地方交付金や、低所得者世帯の方々に対する給付金など総合経済対策で決定した施策を迅速に執行してまいります。」と述べているところであり、これらを含む様々な施策を講じているところである。

国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議案

右の議案を提出する。

令和七年五月二十七日

提出者

森山 裕	坂本 哲志
宮下 一郎	築 和生
鈴木 貴子	加藤 鮎子
尾崎 正直	小山 展弘
大島 敦	篠原 孝
金子 恵美	大河原まさこ
池畑浩太郎	玉木雄一郎
佐藤 英道	櫛渕 万里
田村 貴昭	福島 伸亨
古川 里奈	河村たかし
松原 仁	平岩 征樹
賛成者	
黄川田仁志外四十五名	

国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議

国際連合は、二〇二三年十二月の総会において、協同組合を振興し、持続可能な開発目標の実施と社会・経済開発全体に対する協同組合の貢献に対する認知を高めるため、二〇二五年を「国際協同組合年」とする旨決定した。

また、政府は、「持続可能な開発目標(SDG S)実施指針」において、「協同組合をはじめ、地域の住民が共助の精神によって参加する公的な

活動を担う民間主体が、各地域に山積する課題の解決に向けて、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆を再生し、SDGsへ貢献していくことが期待されている」と表明している。

よって政府は、次の基本的考え方の下に協同組合の振興に取り組むべきである。

一 協同組合に関する様々な施策を企画立案し、及び実施するに当たっては、国際連合の「協同組合の発展のための支援的な環境づくりをめざすガイドライン」(二〇〇一年)及びILO(国際労働機関)の「協同組合の促進に関する勧告」(二〇〇二年)に留意するとともに、ICA(国際協同組合同盟)の「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」(一九九五年)によって定められた協同組合の定義、価値及び原則を尊重すること。

二 協同組合が相互扶助の精神に基づき地域社会の持続可能な発展のために活動している点を重視し、持続可能な地域社会づくりに当たっては、その有力な主体として協同組合を位置付けること。

三 現代日本の経済社会において公共部門や営利企業ではない民間非営利組織が果たし得る役割を重視し、多くの人々が組合員として民主的に管理運営する民間非営利組織である協同組合の発展に留意すること。

右決議する。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案

右
国会に提出する。

令和七年三月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 盗難特定金属製物品の処分の防止のための特定金属くず買受業に係る措置
(第三条―第十四条)

第三章 指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止
(第十五条)

第四章 特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知(第十六条)

第五章 雑則(第十七条―第二十条)

第六章 罰則(第二十一条―第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定金属製物品の窃取を防止するためには盗難特定金属製物品の処分を防止することが重要であることに鑑み、特定金属くず買受業について買受けの相手方の氏名等の確認を義務付ける等の措置を講ずるとともに、併せて指定金属切断工具を隠して携帯する行為を禁止すること等により、特定金属製物品の窃

取の防止に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定金属製物品 特定金属(銅その他犯罪の状況、当該金属の経済的価値その他の事情に鑑み、当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を使用して製造された物品のうち、主として特定金属により構成されているものをいう。

二 盗難特定金属製物品 窃取された特定金属製物品をいう。

三 特定金属くず 主として特定金属により構成されている金属くず(物品を製造する過程において生ずるもの及び古物営業法昭和二十四年法律第百八号)第二条第一項に規定する古物に該当するものを除く。)をいう。

四 特定金属くず買受業 特定金属くずの買受け(買受けの対価として金銭以外の財産上の利益を提供する場合を含む。以下同じ。)を行う営業をいう。

五 指定金属切断工具 ケーブルカッター、ポルトクリッパーその他の特定金属を切断することができるとして、一般消費者が通常生活の用に供することが少ないと認められ、かつ、特定金属製物品の窃取の用に供されるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいう。

第二章 盗難特定金属製物品の処分の防止のための特定金属くず買受業に係る措置

(特定金属くず買受業の届出)

第三条 特定金属くず買受業を営もうとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所(特定金属くずの買受けを行う営業所をいう。第十三条第一項を除き、以下同じ。)ごとに、氏名又は名称、住所、営業所の所在地その他国家公安委員会規則で定める事項を、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出なければならない。この場合において、届出には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該営業所の所在地における特定金属くず買受業を廃止したとき、又は同項の規定により届け出た事項(営業所の所在地を除く。)に変更があつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。この場合において、届出には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(届出番号等の通知)

第四条 公安委員会は、前条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る営業所を識別するための番号、記号その他の符号(次条第一項において「届出番号等」という。)を当該届出をした者に通知しなければならない。

(氏名等の表示)

第五条 第三条第一項の規定による届出をした者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、その氏名又は名称、届出をした公安委員会の名称及び届出番号等(次項において「氏名等」という。)を表示しなければならない。

2 第三条第一項の規定による届出をした者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国家公安委員会規則で定める場合を除き、国家公安委員会規則で定めるところにより、その氏名等を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第十六条において同じ。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第六条 第三条第一項の規定による届出をした者は、自己の名義をもつて、他人に特定金属くず買受業を営ませてはならない。

(本人確認)

第七条 特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行うおとるときは、国家公安委員会規則で定める方法により、買受けの相手方の本人特定事項(当該相手方が自然人である場合にあっては氏名、住居(本邦内に住居を有しない外国人で国家公安委員会規則で定めるものにあつては、国家公安委員会規則で定める事項)及び生年月日をいい、当該相手方が法人

である場合にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。次条第一項において同じ。)の確認(以下「本人確認」という。)を行わなければならない。ただし、過去に買受けの相手方となつたことがある者からの買受けを行う場合であつて当該買受けに係る代金の支払をその者の預金又は貯金の口座への振込みにより行うときその他の国家公安委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 特定金属くず買受業を営む者は、買受けの相手方の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定金属くず買受業を営む者との間で買受けに係る取引を行うときその他の当該特定金属くず買受業を営む者との間で現に当該取引の任に当たっている自然人が当該相手方と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該相手方の本人確認に加え、当該取引の任に当たっている自然人について、前項の国家公安委員会規則で定める方法により、本人確認を行わなければならない。

3 買受けの相手方が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定める者である場合には、当該相手方のために当該特定金属くず買受業を営む者との間で現に当該買受けに係る取引の任に当たっている自然人を買受けの相手方とみなして、第一項本文の規定を適用する。

(本人確認記録の作成等)

第八条 特定金属くず買受業を営む者は、本人確認を行った場合には、直ちに、国家公安委員会

規則で定める方法により、当該本人確認に係る本人特定事項、当該本人確認のためにとつた措置その他の国家公安委員会規則で定める事項に関する記録(次項において「本人確認記録」という。)を作成しなければならない。

2 特定金属くず買受業を営む者は、本人確認記録を、当該本人確認に係る買受けの行われた日から三年間保存しなければならない。

(取引記録の作成等)

第九条 特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行った場合には、直ちに、国家公安委員会規則で定める方法により、当該買受けの相手方の氏名又は名称、当該買受けの期日及び内容その他の国家公安委員会規則で定める事項に関する記録(次項において「取引記録」という。)を作成しなければならない。

2 特定金属くず買受業を営む者は、取引記録を、当該取引に係る買受けの行われた日から三年間保存しなければならない。

(警察官への申告)

第十条 特定金属くず買受業を営む者は、取引の態様その他の事実を照らして、買受けに係る特定金属くずが盗難特定金属製品に由来するものである疑いがあると認めたときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。

(指示)

第十一条 公安委員会は、特定金属くず買受業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者(次条及び第二十五条において「代理人等」という。)がその営み、又は従事する特定金属くず買

受業に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合において、当該特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製品の処分を防止するため必要があると認めるときは、当該特定金属くず買受業を営む者に対し、本人確認の確実な実施を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(営業停止命令)

第十二条 公安委員会は、特定金属くず買受業を営む者若しくはその代理人等がその営み、若しくは従事する特定金属くず買受業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは他の法令の規定に違反したと認める場合において当該特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製品の処分を防止するため特に必要があると認めるとき、又は特定金属くず買受業を営む者が前条の規定による指示に違反したと認めるときは、当該特定金属くず買受業を営む者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該特定金属くず買受業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第十三条 公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定金属くず買受業を営む者に対し、その営業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、営業所若しくは特定金属くずの保管場所に立ち入り、特定金属くず、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。	ばならない。 第五章 雑則 (方面公安委員会への権限の委任) 第十七条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。 (経過措置) 第十八条 この法律の規定に基づき政令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。 (国家公安委員会規則への委任) 第十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。	年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三条第一項の規定による届出をしないで特定金属くず買受業を営んだとき。 二 第六条の規定に違反したとき。 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第三条第一項の規定による届出に関し虚偽の届出をし、又は同項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出したとき。 二 第三条第二項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出したとき。 三 第十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し、第二十一条又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して	も、各本条の罰金刑を科する。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第三条の規定 公布の日 二 第一章、第三章、第四章、第十八条、第十九条及び第二十二條並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 (経過措置) 第二条 この法律の施行の際現に特定金属くず買受業を営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、引き続き当該特定金属くず買受業を営むことができる。 2 前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「特定金属くず買受業を営もうとする者は」とあるのは、「この法律の施行の際現に特定金属くず買受業を営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までに」とする。 (政令への委任) 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (検討) 第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	第二十條 この法律の規定は、地方公共団体が、この法律に規定するもののほか、金属くずの買受けに関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。 第六章 罰則 第二十一条 第十二条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第二十二条 第十五条の規定に違反した者は、一	第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し、第二十一条又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して	も、各本条の罰金刑を科する。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第三条の規定 公布の日 二 第一章、第三章、第四章、第十八条、第十九条及び第二十二條並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 (経過措置) 第二条 この法律の施行の際現に特定金属くず買受業を営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、引き続き当該特定金属くず買受業を営むことができる。 2 前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「特定金属くず買受業を営もうとする者は」とあるのは、「この法律の施行の際現に特定金属くず買受業を営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までに」とする。 (政令への委任) 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (検討) 第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
第十四条 公安委員会は、特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製物品の処分の防止に資するため、第三条第一項の規定による届出をした者に対し、盗難特定金属製物品に関する情報を電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)の送信、印刷物の配布その他の適切な方法により提供するように努めなければならない。 第三章 指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止 第十五条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、指定金属切断工具を隠して携帯してはならない。 第四章 特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知 第十六条 警視總監又は道府県警察本部長、方面本部長及び警察署長は、特定金属製物品の盗難の防止に資する情報を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信の利用、印刷物の配布その他の適切な方法により、太陽光発電設備を設置する者その他の特定金属製物品につき盗難に遭うおそれ大きい者に周知するよう努めなければ	第二十條 この法律の規定は、地方公共団体が、この法律に規定するもののほか、金属くずの買受けに関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。 第六章 罰則 第二十一条 第十二条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第二十二条 第十五条の規定に違反した者は、一	第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し、第二十一条又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して	も、各本条の罰金刑を科する。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第三条の規定 公布の日 二 第一章、第三章、第四章、第十八条、第十九条及び第二十二條並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 (経過措置) 第二条 この法律の施行の際現に特定金属くず買受業を営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、引き続き当該特定金属くず買受業を営むことができる。 2 前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「特定金属くず買受業を営もうとする者は」とあるのは、「この法律の施行の際現に特定金属くず買受業を営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までに」とする。 (政令への委任) 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (検討) 第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途と

して、第二章の規定の実施状況を勘案し、必要があるとき認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第五条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第九号の二中「罪又は」を「罪」に、「罪に」を「罪又は盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和七年法律第 号(第二十二号の罪に)」に改める。

第二十四条第四号の二、第二十四条の三第三号、第六十一条の二の二第一項第二号及び第六十一条の二の四第一項第八号中「罪又は」を「罪」に、「罪に」を「罪又は盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二十二号の罪に」に改める。

(出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち出入国管理及び難民認定法第十二条の四第一項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に二号を加える改正規定中「罪又は」を「罪」に、「罪に」を「罪又は盗難特定金属製物品

の処分の防止等に関する法律第二十二号の罪に」に改める。

理 由

特定金属製物品の窃取を防止するためには盗難特定金属製物品の処分を防止することが重要であることに鑑み、特定金属くず買受業について買受けの相手方の氏名等の確認を義務付ける等の措置を講ずるとともに、併せて指定金属切断工具を隠して携帯する行為を禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特定金属製物品の窃取を防止するためには盗難特定金属製物品の処分を防止することが重要であることに鑑み、特定金属くず買受業について買受けの相手方の氏名等の確認を義務付けるほか、指定金属切断工具を隠して携帯する行為を禁止する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特定金属くず買受業を営もうとする者は、営業所ごとに、氏名、住所等を当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならないこととする。

2 特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行おうとするときは、一定の場合を除き、買受けの相手方の本人確認を行うとともに、当該本人確認に係る事項等に関

する記録を作成し、当該記録を一定期間保存しなければならないこととする。

3 特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行った場合には、当該買受けの内容等の記録を作成し、当該記録を一定期間保存しなければならないこととする。

4 特定金属くず買受業を営む者は、買受けに係る特定金属くずが盗難特定金属製物品に由来するものである疑いがあると認めるときは、警察官にその旨を申告しなければならないこととする。

5 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、指定金属切断工具を隠して携帯してはならないこととする。

6 都道府県警察の本部長等は、特定金属製物品の盗難の防止に資する情報を、太陽光発電設備を設置する者等に周知するよう努めなければならないこととする。

7 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、5及び6については、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

特定金属製物品の窃取を防止するためには盗難特定金属製物品の処分を防止することが重要であることに鑑み、特定金属くず買受業について買受けの相手方の氏名等の確認を義務付けるほか、指定金属切断工具を隠して携帯する行為

を禁止する等の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和七年五月二十三日

内閣委員長 大岡 敏孝
衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 特定金属くず買受業について、買受業者の実態の把握に努めるとともに、本法の運用状況を踏まえ、現金取引の禁止、取引時の本人確認及び記録保存の一層の厳格化を始めたところ、買受業者に対する規制措置の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

二 太陽光発電施設における金属ケーブルの窃盗を始めとする金属盗の発生状況、手口及び有効な防止策について、不断の情報収集及び分析を行い、関係事業者等と警察とで広域的に共有するための官民情報プラットフォームを、関係業界と連携して速やかに構築し、運用するとともに、関係事業者等に対し、盗難防止に資する情報を積極的に周知すること。

三 盗難特定金属製物品の処分を防止するため、

AI等のデジタル技術等の最先端技術等を活用した対策について、その技術開発の支援も含めた在り方を将来的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

四 監視カメラやセンサーライトの設置、転売防止のためのマーキング等の自主防犯対策を講ずる事業者等に対する支援措置を講ずる都道府県に対して、必要な助言、支援等を行うこと。

五 太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗について、不法滞在外国人グループ等が犯行に及んでいる実態が認められることに鑑み、組織的に金属盗を敢行する犯罪について、実行犯の募集や盗難特定金属製品物の流通経路等の実態を解明するとともに、効果的な取締り等の対策を講ずること。また、留学生や外国人コミュニティ等の協力を得るなどして、外国語によるインターネット上の違法・有害情報に対し適切に対応するとともに、犯罪防止に資する情報発信を外国語を用いて積極的に行うこと。あわせて、取締りを通じて外国人差別の風潮を助長することとならないよう十分留意すること。

六 買受け時の本人確認を始めとする手続の煩わしさにより、適法な特定金属くず買受業者の利用が避けられる事態とならないよう、本法の措置の内容及びその必要性について、国民や事業者の十分な理解を得られるよう周知啓発を行うこと。

七 指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止規定の運用に当たっては、人権を不当に侵害することのないようにすること。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和七年五月二十三日

提出者

国土交通委員長 井上 貴博

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

第一条 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第八項第一号中「この項、第十二条、第二十四条の五及び第三十七条を」第三十七条の二まで」に改める。

第十二条第一項中「自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であつて、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。第二十四条の五において同じ。」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者(次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。)との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であつて、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

一 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者(以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。)

用運送事業者」という。)

二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者

三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

(真荷主から引き受けた貨物の運送に係る二以上の段階にわたる委託の制限)

第二十三条の四 一般貨物自動車運送事業者は、第十二条第二項に規定する真荷主(第二十四条の五において単に「真荷主」という。)から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。以下この条において同じ。)を利用するときは、当該貨物の運送について当該他の貨物自動車運送事業者からの二以上の段階にわたる委託を制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十四条第一項中「一般貨物自動車運送事業者は」を「前条に定めるもののほか、一般貨物自動車運送事業者は」に改め、「(次条及び第二十四条の三において「健全化措置」という。)を削り、同項第三号中「他の一般貨物自動車運送事業者が更に」を「貨物の運送について当該に、「の行う運送を利用する場合に關し」を「これらの」に改める。

第二十四条の二第一項中「健全化措置」を「第

第二十三条の四の措置及び前条第一項各号に掲げる措置(次項及び次条において「健全化措置」という。)に改める。

第二十四条の五第一項中「第六項を」第五項に改め、同項第一号中「第五項を」第四項に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項を」第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第三十五条第六項中「第四項まで及び第六項を」第三項まで及び第五項に改める。

第三十六条第二項中「第二十四条の五第四項を」第二十三條の四、第二十四条の五第三項に改める。

第三十七条を次のように改める。

(第一種貨物利用運送事業者に関する特例)

第三十七条 第十二条、第二十三条の四から第二十四条の五まで(第二十四条の三第二項、第二十四条の四第一項及び第二項並びに第二十四条の五第四項を除く。)並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は第一種貨物利用運送事業者について、第二十四条の三第二項並びに第二十四条の四第一項及び第二項の規定は第一種貨物利用運送事業者が選任した運送利用管理者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十二条第二項	貨物の運送	貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）
第二十三条の四	他の貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者
第二十四条第一項	他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者
	一般貨物自動車運送事業の業の	一般貨物自動車運送事業又は第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法第二条第七項に規定する第一種貨物利用運送事業をいう。）の
第二十四条第二項	他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者
第二十四条第二項ただし書	行う一般貨物自動車運送事業者	行う一般貨物自動車運送事業者又は第一種貨物利用運送事業者
第二十四条第三項	他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者
第二十四条の二第一項	貨物自動車利用運送を行う一般貨物自動車運送事業者（その行う貨物自動車利用運送	第一種貨物利用運送事業者（一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用してする貨物の運送
	特別一般貨物自動車運送事業者	特別第一種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第一項から第三項まで	他の貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者

2 第二十四条の五第三項及び第四項の規定は、前項において準用する同条第一項の実運送管理体制に係る貨物の運送を引き受けた貨物自動車運送事業者について準用する。この場合において、第二十四条の五第四項中「他の貨物自動車運送事業者」とあるのは「他の貨物自動車運送事業者又は第一種貨物利用運送事業者」と、「第二項（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）又は前項（同条第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第三十七条第一項において準用する第二項又は同条第一項若しくは第二項において準用する前項」と読む。

3 第二十四条の五第三項の規定は同条第一項（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の実運送管理体制に係る貨物の運送を引き受けた第一種貨物利用運送事業者について、第二十四条の五第四項の規定は当該貨物の運送を第一種貨物利用運送事業者から引き受けた貨物自動車運送事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十四条の五第三項	他の貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第四項	他の貨物自動車運送事業者	第一種貨物利用運送事業者
第三十七条の二第二項中「受けた者」の下に「（次項及び第五項において「第二種貨物利用運送事業者」という。）を加え、同条第三項前段中「第十三条」を「第十二条、第二十三条の四から第二十四条の五まで（第二十四条の三第二項並びに第二十四条の四第一項及び第二項を除く。）並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項の規定は第二種貨物利用運送事業者について、第十三条に、「第三十三条」を「並びに第三十三条」に改め、「並びに第六十条第一項、第四項、第六項及び第七項」を削り、「運管理者について」の下に、「第二十四条の三第二項並びに第二十四条の四第一項及び第二項の規定は第二種貨物利用運送事業者が選任した運送利用管理者について」を加え、同項後段を次のように改める。	第三十七条第三項において準用する前項	

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項		貨物の運送	貨物の運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)
第二十三条の四		ついて他の貨物自動車運送事業者	ついて貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者(第三十七条の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。以下第二十四条の五までにおいて同じ。)
第二十四条第一項	他の貨物自動車運送事業者から	貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者から	貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者から
	他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
第二十四条第二項	一般貨物自動車運送事業の	一般貨物自動車運送事業又は第二種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。)	一般貨物自動車運送事業又は他の第二種貨物利用運送事業者
	他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
第二十四条第三項	他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
	他の一般貨物自動車運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者	一般貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三第一項及び第三項並びに第二十四条の四第二項から第四項まで	特別一般貨物自動車運送事業者	特別第二種貨物利用運送事業者	特別第二種貨物利用運送事業者

第二十四条の五第一項	他の貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第一項第一号から第三号まで	貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第二項及び第三項	他の貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
第二十四条の五第四項	他の貨物自動車運送事業者	他の第二種貨物利用運送事業者
第三十三条	当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる	当該事業のための使用の停止を命ずることができる

第三十七条の二に次の二項を加える。

4 第二十四条の五第三項及び第四項の規定は、前項において準用する同条第一項の実運送体制管理簿に係る貨物の運送を引き受けた貨物自動車運送事業者について準用する。この場合において、第二十四条の五第四項中「他の貨物自動車運送事業者」とあるのは「他の貨物自動車運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者(第三十七条の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。)」と、

「第二項(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)」又は前項(同条第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第三十七条の二第三項において準用する第二項又は同条第三項若しくは第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

5 第二十四条の五第三項の規定は同条第一項(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)

の実運送体制管理簿に係る貨物の運送を引き受けた第二種貨物利用運送事業者について、第二十四条の五第四項の規定は当該貨物の運送を第二種貨物利用運送事業者から引き受けた貨物自動車運送事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十四条の五第三項		他の貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者(第三十七条の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。次項において同じ。)
第二十四条の五第四項		他の貨物自動車運送事業者	第二種貨物利用運送事業者
第三十九条の二第五項第一号中「第二十四条第一項」を「第二十四条の二第一項」に改める。 第六十四条第一号中「(第一種貨物利用運送事業者、貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者及び同法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。)」を削る。 第六十五条の次に次の一条を加える。 (無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止) 第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を委託してはならない。 一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者 二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者 三 第三十六条第一項前段の規定に違反して		貨物軽自動車運送事業を営業者者 第七十五条第六号から第八号までの規定中「第三十五条第六項」を「第三十五条第六項、第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項に」に改め、同条第十二号及び第十三号中「第三十七条の二第三項」を「第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項」に改め、同条に次の一号を加える。 十四 第六十五条の二の規定に違反して貨物の運送を委託したとき。 附則第一条の二の次に次の一条を加える。 (無許可経営等原因行為への対処) 第一条の二の二 国土交通大臣は、当分の間、貨物自動車運送事業者第三十七条の二第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者を含む。以外の者による貨物自動車運送事業の経営(第六項において「無許可経営等」という。の原因となるおそれのある行為(以下この条において「無許可経営等原因行為」とい	
う。)を荷主(第六十四条各号に掲げる者を含む。その他の者(以下この条において「荷主等」という。)がしている疑いがあると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該荷主等に関する情報を提供することができる。 2 国土交通大臣は、当分の間、荷主等が無許可経営等原因行為をしているおそれがあると認めるときは、当該荷主等に対し、無許可経営等原因行為をしないよう要請することができる。 3 国土交通大臣は、当分の間、荷主等が無許可経営等原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由があると認めるときは、当該荷主等に対し、無許可経営等原因行為をしないよう勧告することができる。 4 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。 5 関係行政機関の長は、荷主等による無許可経営等原因行為の効果的な防止を図るため、第二項及び第三項の規定の実施について、国土交通大臣に協力するものとする。 6 地方実施機関は、当分の間、無許可経営等をする者に対する荷主等の行為が無許可経営等原因行為に該当すると疑うに足る事実を把握したときは、その事実を国土交通大臣に通知するものとする。 第二条 貨物自動車運送事業法の一部を次のように改正する。			
第一条中「の運営」を「についてこれに従事する者の労働環境の適正な整備に留意しつつその運営」に改める。 第五条第四号から第六号までの規定中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。 第六条第三号の次に次の一号を加える。 三の二 第十五条第一項の基準及び第二十五条第一項の基準を遵守してその事業を遂行することその他法令の規定を遵守してその事業を遂行することが見込まれること。 第六条の次に次の一条を加える。 (許可の更新) 第六条の二 第三条の許可は、国土交通省令で定めるところにより五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の許可の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「有効期間」という。)の満了の日までに当該申請に対する処分がなされないときは、従前の第三条の許可は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、第一項の許可の更新がなされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。			

4 国土交通大臣は、別に法律で定める独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)に、国土交通省令で定めるところにより、第一項の許可の更新に関する事務の一部を行わせることができる。

5 前三条の規定は、第一項の許可の更新について準用する。

第九条の次に次の二条を加える。

(運賃及び料金に係る適正原価)

第九条の二 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課その他の事業の適正な運営の確保のために通常必要と認められる費用であつて国土交通省令で定めるものを的確に反映した積算を行うことにより、貨物自動車運送事業の適正な運営を図るための原価を定めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の原価(以下「適正原価」という。)を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(適正原価を下回る運賃及び料金の制限)

第九条の三 一般貨物自動車運送事業者は、前条第二項の規定による適正原価の告示があつた場合においては、自らが引き受ける貨物の

運送に係る運賃及び料金が当該適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者は、前条第二項の規定による適正原価の告示があつた場合において、自らが引き受ける貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を利用するときは、その利用する運送に係る運賃及び料金が当該適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。

第二十四条の五第四項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(労働者の適切な処遇の確保)

第二十四条の六 一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その事業用自動車の運転者その他の労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。

第二十五条第一項第二号中「の納付」の下に「、適正原価を下回らない額での貨物の運送の受託及び委託、労働者の適切な処遇の確保」を加える。

第三十五条第三項に次の一号を加える。

四 第八項において準用する第十五条第一項の基準及び第八項において準用する第二十五条第一項の基準を遵守してその事業を遂行することその他法令の規定を遵守してその事業を遂行することが見込まれること。

第三十五条第六項中「第九条」の下に「第九条の三」を、「及び第五項」の下に「、第二十四条の六」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項の許可は、国土交通省令で定めるところにより五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失

う。

6 第六条の二第二項から第四項まで及び第二項から第四項までの規定は、前項の許可の更新について準用する。

第三十六条第二項中「第十二条」を「第九条の三、第十二条」に改め、「第二十四条の五第三項」の下に「、第二十四条の六」を加える。

第三十六条の二第一項第三号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。

第三十七条第一項の表以外の部分中「第十二条」を「第九条の三、第十二条」に改め、同項の表第十二条第二項の項の前に次のように加える。

第九条の三第二項	他の貨物自動車運送事業者
他の貨物自動車運送事業者又は他の第一種貨物利用運送事業者(第十二条第二項第一号に規定する第一種貨物利用運送事業者をいう。)	

第三十七条第二項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改め、同項の表

第三十七条の二第一項中「第十一号まで」の下に「(第九条の二及び第九条の三を除く。)」を加え、「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「第十二条」を「第九条の三、第十二条」に改め、「第二十三条の三まで」の下に「、第二十四条の六」を加え、同項の表第十二条第二項の項の前に次のように加える。

第九条の三第二項	他の貨物自動車運送事業者
他の貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者(第三十七条の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。以下第二十四条の五までにおいて同じ。)	

第三十七条の二第三項の表第二十三条の四の項を次のように改める。

第二十三条の四	他の貨物自動車運送事業者	貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者
他の貨物自動車運送事業者		

第三十七条の二第四項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第五項の表以外の部分中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改め、同項の表第二十四条の五第四項の項中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。	規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日 (実運送体制管理簿の作成等に関する経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第三十七条第一項において準用する同法第二十四条の五第一項の規定は、貨物利用運送事業法平成元年法律第八十二号「第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者以下この項において単に「第一種貨物利用運送事業者」という。が前条第二号に掲げる規定の施行の日(次項及び附則第六条において「第二号施行日」という。)以後に貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者(次項において単に「貨物自動車運送事業者」という。)又は他の第一種貨物利用運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を利用した場合について適用する。	によるものを除く。)を利用した場合について適用する。 (許可の申請に関する経過措置) 第三条 この法律の施行の日(次条において「施行日」という。)前にされた第二条の規定による改正前の貨物自動車運送事業法(次条第一項において「旧法」という。)第三条又は第三十五条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際当該申請に対する処分がなされていないものに対する処分については、なお従前の例による。 (一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可の更新に関する経過措置) 第四条 この法律の施行の際現に旧法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者は、施行日に第二条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法以下この条において「新法」という。)第三条又は第三十五条第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧法第三条又は第三十五条第一項の許可に条件が付されているときは、当該条件は、新法第三条又は第三十五条第一項の許可に付されたものとみなす。	法律(令和七年法律第 号)附則第四条第一項の規定により第三条の許可を受けたとみなされた日から起算して二年を経過した日から七年を経過する日までの間において国土交通省令で定める日まで」と、新法第三十五条第五項中「五年」とあるのは「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定により算して二年を経過した日から七年を経過する日までの間において国土交通省令で定める日まで」とする。 (運輸審議会への諮問に関する経過措置) 第五条 国土交通大臣は、この法律の施行前においても、第二条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第九条の二第一項の原価の設定のために、運輸審議会に諮ることができる。 (調整規定) 第六条 第二号施行日が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和六年法律第二十三号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における第一条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第三十七条第一項及び第三十七条の二第三項の規定の適用については、同法第三十七条第一項の表以外の部分中「及び第二項並びに」とあるのは「及び」と、「並びに第二十四条の
第六十条の二及び第六十五条第一項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。 第六十八条中「緊急調整区間の指定」の下に「、第九条の二第一項の規定による適正原価の設定」を加える。 第七十条第四号及び第五号、第七十一条第一号、第七十四条、第七十五条第一号から第三号まで、第五号から第八号まで及び第十号並びに第八十一条第一号、第四号及び第五号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。	2 第一条の規定による改正後の貨物自動車運送事業法第三十七条の二第三項において準用する同法第二十四条の五第一項の規定は、同法第三十七条の二第二項に規定する第二種貨物利用運送事業者(以下この項において単に「第二種貨物利用運送事業者」という。)が第二号施行日以後に貨物自動車運送事業者又は他の第二種貨物利用運送事業者の行う運送(自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を利用した場合について適用する。	2 前項の規定により新法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けたものとみなされる者の当該許可に係る施行日後の最初の更新については、新法第六条の二第一項中「五年」とあるのは「貨物自動車運送事業法の一部を改正する	貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第五条及び第七条の規定 公布の日 二 第一条の規定並びに次条及び附則第六条の	貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案	貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案	貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

令和七年五月二十七日 衆議院會議録第二十九号
貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法

四第一項及び第二項」とあるのは「及び第二十四条の四第一項」と、同項の表第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三第一項及び第三項並びに第二十四条の四第二項から第四項までの項中「から第四項まで」とあるのは「及び第三項」と、同法第三十七条の二第三項の表以外の部分中「並びに第二十四条の四第一項及び第二項」とあるのは「及び第二十四条の四第一項」と、同項の表第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三第一項及び第三項並びに第二十四条の四第二項から第四項までの項中「から第四項まで」とあるのは「及び第三項」とする。 (政令への委任) 第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (登録免許税法の一部改正) 第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 別表第一第百二十五号(四中)の一般貨物自動車運送事業の許可」の下に「(更新の許可を除く。)」を加え、同号(五中)の許可」の下に「(更新の許可を除く。)」を加える。 (貨物利用運送事業法の一部改正) 第九条 貨物利用運送事業法の一部を次のように改正する。	第三十三条第三号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。 (地域再生法の一部改正) 第十条 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。 第十七条の五十五第三項第五号中「第三号」を「第三号の二」に改める。 (都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正) 第十一条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。 第三十三条第三項第五号中「第三号」を「第三号の二」に改める。 理 由 貨物自動車運送事業に係る輸送の安全を確保し及びその健全な発達を図るため、健全化措置及び実運送体制管理簿に関する規定の拡充、無許可等で貨物自動車運送事業を営業者者への貨物の運送の委託の禁止及び無許可経営等原因行為への対処、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可に係る更新制の導入、運賃及び料金に係る適正原価の設定並びにこれを下回る運賃及び料金の制限、労働者の適切な処遇の確保等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案 右の議案を提出する。 令和七年五月二十三日 提出者 国土交通委員長 井上 貴博 (目的) 第一条 この法律は、貨物自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。以下同じ。)の適正化のための体制の整備等の推進に関し、基本となる事項を定めること等により、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とする。 (基本理念) 第二条 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進は、物資の流通が国民生活及び経済活動の基盤であり、その中核的な役割を果たす貨物自動車運送が将来にわたって輸送需要に対応した適正な輸送力を確保することの重要性に鑑み、貨物自動車運送に係る安全性の向上、輸送効率の向上及び事業の用に供する自動車の運転者の経済的地位の向上その他貨物自動車運送事業の適正化を図り、もって我が国における持続可能な物資の流通の確保及び国	民経済の健全な発展に寄与することを旨として行われるものとする。 (国の責務) 第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 (基本方針) 第四条 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。 一 次に掲げる貨物自動車運送事業の適正化に関する業務を一の独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び次号において同じ。)に行わせるとともに、当該業務がその独立行政法人により適切かつ効率的に実施されることとなるよう、必要な体制の整備を行うこと。 イ 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業(それぞれ貨物自動車運送事業法第二条第二項及び第三項に規定する一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業をいう。)の許可の更新に関する事務の一部であつて、独立行政法人に行わせることが適当なもの ロ 貨物自動車運送に係る安全性の向上、輸送効率の向上及び事業の用に供する自動車
---	--	--	---

の運転者の経済的社会的地位の向上その他貨物自動車運送事業の適正化並びにこれらを通じて将来にわたる貨物自動車運送に係る輸送需要に対応した適正な輸送力の確保その他の持続可能な物資の流通の確保に資する取組への支援に関する業務 二 前号イ及びロに掲げる業務の費用に係る財源の確保について、次に掲げるところによること。 イ 独立行政法人に前号イに掲げる業務を行わせるために必要な費用は、国庫が負担することとし、その財源は、同号イの許可の更新に係る手数料による収入その他の収入を活用して、確保すること。 ロ 独立行政法人に前号ロに掲げる業務を行わせるために必要な費用を確保することができるよう、その財源について、貨物自動車運送事業の適正化とこれを通じた持続可能な物資の流通の確保を広く社会で支える観点から幅広く検討を行うこと。 三 第一号イ及びロに掲げる業務の適切な実施に資するよう、これらの業務の実施に係る収入及び支出の関係の明確化を図ること。 (法制上の措置等) 第五条 政府は、前条各号に掲げる基本方針に基づき貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置につ	いて、この法律の施行後三年以内を目途として講じなければならない。 (物流政策推進会議) 第六条 政府は、前条の措置をはじめとする貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策その他の物資の流通に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設けるものとする。 2 前項の物流政策推進会議は、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣その他の関係する国務大臣及び公正取引委員会委員長をもって構成する。 3 国土交通省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、公正取引委員会その他の関係行政機関は、その職員、物資の流通の実務に関して十分な知識と経験を有する者その他の関係者によつて構成する物流政策推進関係者会議を設け、第一項の物資の流通に関する施策に係る連絡調整を行うものとする。 附 則 この法律は、公布の日から施行する。 理 由 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進を総合的かつ集中的に行うため、その推進に関し、基本となる事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。		
--	--	--	--

